

懸案事項

作成者：検証委員会

| | | | | |
|------------|--|--|-----|----------|
| 懸案番号 15 | 平成 30 年 9 月 1 9 日 | | 発言者 | 合理化適正委員会 |
| | 締切 9 月 2 5 日 | | 担当者 | 合理化適正委員会 |
| 懸案事項 | 県内における災害協定の考え方 解釈の整理 | | | |
| 調査 | 災害時における対策（無償団体救援）の内容 乙及び丙は、災害時に岐阜県と丙が締結している「無償団体救援協定書」に基づき、原則し尿汲み取り、浄化槽に対しライフライン確保のため支援協力を行う。無償による支援協力は、行政対応が整うまでの一週間を目途とし、支援協力要請は、甲が岐阜県に対して要請、丙は岐阜県の要請によって、乙に対し指示する。 | | | |
| 調査結果 | 今後の考え方、解釈として 1. 無償団体救援協定書は、県と組合で締結している。 2. 地元業者の作業困難な分を支援する。 3. 被災時地元業者は通常業務として請求してもよい。 金額については割増せず通常料金とする。 | | | |
| 検証結果 | 地元業者は通常業務として行うものとする。 災害支援は組合の指示に従う。 | | | |

| | | |
|-----|-----|-------|
| 理事長 | 部会長 | 検証委員長 |
| 月 日 | 月 日 | 月 日 |